

令和元年度

第2回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和元年5月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第2回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	4件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	9件
議案第7号	農業委員会の適正な事務実施について	1件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	17件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	48件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	12件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	1件

<出席委員> (16名)

1 番	石 井 一 也	2 番	市 原 律 子
3 番	横 山 清 亮	4 番	小 川 友 安
6 番	齊 藤 憲 次	7 番	浅 川 政 明
8 番	長谷川 秀 明	9 番	高 橋 芳 和
10 番	竹 下 洋 一	11 番	秋 庭 重 樹
12 番	中 村 浩 道	13 番	西 郡 高 夫
14 番	伊 原 茂 久 (職務代理者)	15 番	齊 藤 元 治
16 番	長谷部 衡 平 (会 長)	17 番	橋 本 泉

<欠席委員> (1名)

5 番 清 宮 恵理子

<事務局説明員>

事 務 局 長	松 浦 良 恵	次 長	岡 本 茂 之
次 長 補 佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

議長
(長谷部会長)

開 会 (午前10時00分)

ただいまより、令和元年度第2回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号1番 石井 一也 委員

議席番号2番 市原 律子 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班長
(橋本班長)

ご説明いたします。

第1項につきましては、面接を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項及び第2項ですが、お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります、緑区平山町に在住の方が、義務者であります、若葉区中野町に在住の方外1名が所有する若葉区中野町の農地を、新規就農のため賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、申請地を賃借していた法人のもとで農業経験をつんでおり、今回法人が解約したことに伴い、権利者自身が賃借することで合意したとのことでした。

申請地の取得後の作目は、大根、ブロッコリー、オクラ、茄子、かぼちゃ、ピーマン、ズッキーニなどの野菜全般を予定しております。

次に第3項ですが、本件は、次の第4項及び第5項まで一体案件

ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料3ページから5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区誉田町に在住の方が、義務者であります緑区誉田町に在住の方外2名が所有する緑区平川町及び誉田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、にんじんを予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区大木戸町に在住の方が、義務者であります神奈川県高座郡寒川町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、所有農地が事業計画地に含まれており、代替地とするため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、苗木を予定しております。

次に第7項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県茂原市に本店が所在する法人が、義務者であります札幌市厚別区上野幌一条に本店の所在する法人が所有する稲毛区長沼原町の農地を、ガス輸送管を地下に敷設するため、区分地上権を設定するものです。

次に第8項です。

本案件は、議案第4号第4項と一体案件ですので、後程ご説明いたします。

事前審査第2班としましては、第1項から第6項に関し、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、また第7項に関しても営農条件に支障を生じる恐れがないものと判断したことにより、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

議場	———質問・意見等なし———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、第8項を除き、許可と決定いたします。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。なお、議案第3号第5項は上程案件から除きます。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班長 (槁本班長)	ご説明いたします。 はじめに、議案第2号及び議案第3号第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 議案第2号並びに議案第3号第2項及び同号第3項は一体案件であるため、一括してご説明いたします。 お手元の資料11ページから13ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、牛舎等用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、モノレール千城台駅から東に約5キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。 第1種農地の転用は原則不許可とされていますが、申請に係る農地を農業用施設の用に供するために転用することから、例外として認められるものです。 現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。 被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。また、雨水は、自然浸透で処理します。 次に議案第3号第1項です。 資料は8ページから10ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、水道管、下水道管が埋設された沿道の区域で申請地から500メートル以内に病院と学校があることから、第3種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。
被害防除は、コンクリート板を設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水は自然浸透で処理します。

次に第4項です。
お手元の資料14ページから16ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、社会福祉施設用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、高田インターチェンジから南東に約700メートルに位置する農地です。
農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。
被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
また、汚水は合併浄化槽で処理後に側溝へ接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後に側溝へ接続します。

第5項は審議案件ではありませんので、次は第6項です。
お手元の資料20ページから22ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、太陽光発電用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、京成千原線学園前駅から北に約1.2キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に第7項です。

お手元の資料23ページをご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、モノレール千城台北駅から南西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に、幼稚園と警察署があることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。また、汚水は污水管へ接続し、雨水は貯留浸透槽を設置し、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在、手続中です。

次に第8項です。

お手元の資料24ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR四街道駅から南西に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。また、雨水は自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号及び第3号は議案第3号第5項を除き許可と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」と関連する議案第1号第8項を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。
事前審査第2班長 (槁本班長)	ご説明いたします。 議案書の10ページをご覧ください。 第1項から第3項について、一体案件となりますので、合わせてご説明いたします。 資料は25ページから30ページの位置図・公図・土地利用計画図を御覧ください。 本件は、東京都目黒区に本社を置く法人が、天戸町特定流通業施設工事に伴う保守管理業務を行うにあたり、花見川区天戸町に在住の方が所有する畑3筆、合計1,229平方メートルに賃借権を設定し、一時的に「工事用車両駐車場及び資材置場用地」として使用したい、というものです。 使用にあたり、整地を行い、被害防除対策は、盛土、雨水・排水は自然浸透とします。 一時転用期間は、許可承認後から令和元年9月30日までとなります。 事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 次に第4項です。 本件は、議案書の4ページにあります、議案第1号第8項との関連案件ですので一括してご説明いたします。 資料28ページから31ページの位置図、公図、土地利用計画図を御覧ください。

本件は、東京都中央区に本社を置く法人が、緑区大木戸町に在住の方が所有する同区同町の畑、1筆において「営農型太陽光発電設備」を設置したいというものです。

議案第1号第8項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため区分地上権を設定します。

議案第4号第4項においては、農地に設置する支柱部分について、一時的に転用します。

施設の概要としては、設置面積1,012.50平方メートル、農地接地面積0.40平方メートル、出力49.5キロワット、所要金額は1,188万円となります。設置場所は、南西に隣接する民家への影及び反射光の影響を考慮し、北東の道路よりに寄せる設計になっております。

一時転用期間は許可承認日からの3年間です。

下部の営農については、賃借権を設定している稲毛区弥生町に本社を置く法人が行い、ニンニクを作付する旨、営農計画が提出されています。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第8項及び議案第4号は、許可と決定いたします。

次に議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

	事前審査第2班班長、ご説明願います。
事前審査第2班長 (槁本班長)	ご説明いたします。 議案書の12ページをご覧ください。 第1項です。 稲毛区園生町在住の方が所有しております、同区園生町の畑6筆、合計面積3,794平方メートルについて、買取り申出者の妻が農業の主たる従事者であったことを、5月7日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の故障によるものです。 以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。 次に議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班長、説明をお願いします。
事前審査第2班長 (槁本班長)	ご説明いたします。 13ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項は、緑区大高町在住の農家の方が、花見川区幕張町在住の方の所有する緑区大高町の畑1筆、面積6,324平方メートルに

賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第2項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方2名の所有する若葉区中田町の畑1筆、面積2,251平方メートルに使用賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

次に14ページになります。

第3項は、若葉区千城台東在住の農家の方が、同区上泉町在住の方、他3名の方の所有する同区上泉町の畑3筆、合計面積4,252平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第4項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、同区更科町在住の方の所有する同区更科町の畑1筆、面積4,595平方メートルに使用賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

次に15ページになります。

第5項は、若葉区多部田町在住の農家の方が、緑区おゆみ野中央在住の方、他5名の方の所有する若葉区北谷津町の田1筆、面積1,390平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

第6項は、富里市立沢所在の株式会社が、緑区高田町在住の方の所有する緑区高田町の畑5筆、合計面積2,178平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年です。

次に16ページになります。

第7項から第9項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

神奈川県三浦市在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方、他3名の方の所有する若葉区中野町の畑7筆、合計面積7,553平方メートルに使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年です。

第1項から第9項の合計面積は28,543平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

	事前審査 2 班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている と判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査 2 班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
長谷川委員	7 項から 9 項の権利者は神奈川県にお住まいですが、若葉区中野町まで通って耕作されるのでしょうか。
事務局	週に数回、神奈川県三浦市から本市に通って営農されると伺っています。
事務局	申請者本人のほかに姉の方、甥の方 3 名で営農されるという事で、皆さん三浦市にお住まいとのこと。 住所は三浦市ですが週に数回本市まで通う旨、営農計画書に記載されており、営農は確実です。
長谷川委員	この方は畑を 18,605 平方メートル経営していますが、これは千葉県か神奈川県でしょうか。
事務局	議案書記載の経営面積はすべて神奈川県の農地です。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査 2 班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 6 号は、原案どおり決定いたします。 次に議案 7 号「農業委員会の適正な事務実施について」を上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	別冊の議案書 1 ページをご覧ください。

議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」ですが、農業委員会における平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を定めようとするものです。

議案書別冊の7ページをお願いします。

はじめに、別紙様式2として、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」からご説明させていただきます。

ローマ数字Ⅰの「農業委員会の状況」についてです。1の「農業の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

次に8ページをお願いします。

ローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1の「現状及び課題」は、記載のとおりです。

2の「平成30年度の目標及び実績」ですが、集積面積488.05ヘクタールの目標に対して、実績は491.88ヘクタール、うち新規実績は15.27ヘクタール。達成状況は100.78パーセントとなっています。

3の「目標達成に向けた活動」は記載のとおりです。

4の「目標及び活動に対する評価」ですが、まず、目標に対する評価については、認定農業者は減少しましたが、新規就農者、新規法人の参入が増えたことから集積目標を達成できたとし、活動に対する評価は、概ね計画どおり達成できたとしています。

次に9ページをお願いします。ローマ数字のⅢ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」は、記載のとおりです。

次の「2 平成30年度の目標及び実績」は、参入目標7経営体に対して、参入実績が23経営体、達成状況は329パーセントとなっています。また下段の参入目標面積2.8ヘクタールに対して、参入実績面積は21.4ヘクタール、達成状況は764.28パーセントとなっています。

続いて3の「目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりです。次の4の「目標及び活動に対する評価」のうち、目標に対する評価ですが、法人参入等の増加によって、経営体数、面積ともに達成することができたとしています。また、活動に対する評価は、概ね計画どおり達成できたとしています。

次に10ページをお願いします。

ローマ数字Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、1の「現状及び課題」は記載のとおりです。

次に2の「平成30年度の目標及び実績」ですが、10ヘクタールの目標に対して、実績が1.9ヘクタール、達成状況は19パーセントとなっています。

3「2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりです。

次に4の「目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、目標となる面積は達成できなかったが、昨年度に引き続き遊休農地の割合は低い割合となっているとし、また、「活動に対する評価」ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員とともに現地調査に臨んだ結果、効率的に調査が進められた、としています。

次に11ページをお願いします。ローマ数字Ⅴの「違反転用への適正な対応」ですが、1の「現状及び課題」は記載のとおりです。

2の「平成30年度実績」ですが、実績2.94ヘクタールで、0.25ヘクタールの減少となっています。

続いて3の「活動計画・実績及び評価」ですが活動計画及び活動実績については、記載のとおりです。活動に対する評価は、パトロールの強化等により違反防止と早期発見に努め、違反面積は減少した、としています。

次に12ページのローマ数字Ⅵの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1「農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数が80件で、すべて許可となっています。

表の点検項目及び具体的な内容については、記載のとおりです。

次に2「農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は160件で、表の各点検項目及び具体的な内容については記載のとおりです。

次に13ページをお願いします。

3「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、表の点検項目の上段の農地所有適格法人からの報告についての右側の欄の実施状況について、上から管内の農地所有適格法人数30法人のうち、報告書の提出を行った農地所有適格法人数は16法人となっており、その下の督促を行った農地所有適格法人数は10法人で記載

のとおり対応しました。

4「情報の提供等」は、点検項目の一番下の段の農地台帳の整備については、実施状況として整備対象面積4,445ヘクタール、データ更新を農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて、随時更新しています。

次に14ページをお願いします。ローマ数字Ⅶの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、特に要望・意見等はありませんでした。

最後に、ローマ数字Ⅷの「事務の実施状況の公表等」ですが、1「総会等の議事録」やひとつ飛んで3の「活動計画の点検・評価」についてはホームページにて公表を行っています。

また2の「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、昨年度は千葉市長あてに「農業の成長産業化」「農業者の所得向上」「既存農家への適切な対策」などに市が取り組む必要性を述べ、特段の措置を講じるよう要望しました。

続きまして、議案書を戻っていただきまして、3ページをお願いします。

ここからは、別紙様式1「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。

ローマ数字Ⅰの「農業委員会の状況」についてです。1の「農家・農地等の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

次に4ページをお願いします。ローマ数字Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1「現状及び課題」ですが、管内の農地面積は3,600ヘクタール、これまでの集積面積は491.88ヘクタール、集積率は13.66パーセントとなっています。

また、課題は、「地域の貸し出し可能な農地と地域の担い手の情報の収集とそのマッチングが必要」としています。

2の令和元年度の「目標及び活動計画」では、集積面積を501.88ヘクタールとし、そのうち新規集積面積を10ヘクタールとしました。

活動計画については、記載のとおりです。

次にローマ数字Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」のうち上段の新規参入の状況については、記載のとおりです。その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。

次に2の令和元年度の「目標及び活動計画」では、「参入目標数」として、7経営体、参入目標面積を2.8ヘクタールとしました。「活動計画」については、記載のとおりです。

次に5ページをお願いします。

ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」についてです。

1「現状及び課題」ですが、管内の農地面積は、3,600ヘクタールのうち遊休農地面積は、47ヘクタールで、割合は1.30パーセントです。

課題については、農地の遊休化を防ぐため、相続や離農などの情報を収集し、早期に担い手への集積・集約を進める必要があるとしています。

次に「2 令和元年度の目標及び活動計画」ですが、

「目標」は、遊休農地の解消面積を10ヘクタール。過去の実績を勘案して設定しました。その下の「活動計画」については、記載のとおりです。

次にローマ数字のⅤ「違反転用への適正な対応」です。

1「現状及び課題」は、記載のとおりです。

2「令和元年度の活動計画」ですが、「①農地のパトロールの実施」「②違反転用防止啓発リーフレットの配布」「③違反転用防止月間を設け、農地パトロールを強化」を挙げています。

調書の内容については以上です。

なお、ただいまの、「農業委員会の適正な事務実施」について、この総会で決定いただいたのち、公表し、その後、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

横山委員	「様式１」が４月１日現在、「様式２」が１日前の３月３１日現在となっているのですが、耕作面積が１０ヘクタール違うのですが、１日違いで増減しているのはどうしてでしょうか。
事務局	「様式２」から「様式１」の間の１日で変化があったという事ではなく、「様式２」については平成３０年度の状況がどうであったか、という事を示しています。
横山委員	基準日が違うのであろうということは承知していますが、わかりにくいのでどこかに示した方が良いのではないのでしょうか。
事務局	項目ごとに引用している根拠が異なりますが、「様式２」については、いずれも平成３０年度の数字であると捉えて頂ければと思います。
横山委員	外部に公開するのであれば根拠を明示した方が良いのではないのでしょうか。
事務局	４ページのローマ数字のⅡの１の耕地面積３，６００ヘクタールという記載の下部の「※１」に「管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入」とあります。この統計は農林水産省が毎年７月１５日現在で数字を出している統計ですが、平成２９年度が３，６１０ヘクタール、平成３０年度が３，６００ヘクタールということで、この統計に基づく数字という事でございます。
長谷川委員	４ページのローマ数字のⅢなのですが、平成２８年度新規参入者が１２経営体、平成２９年度が１３経営体、平成３０年度が２３とありますが、新規参入者が離農したという実績はあるのでしょうか。
事務局	表には反映されていませんが、例えば平成３０年度については個人の方が１２経営体、法人が１１経営体となっています。 把握している限りでは、このうち法人１経営体が農業を続けることが出来ないとして離農されたと聞いております。
長谷川委員	平成２８年度と平成２９年度に就農された方についてはいかがでしょうか。

事務局	後でお調べしてお知らせします。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 議案第 7 号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 7 号は、原案どおり決定いたします。 以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第 1 号から 7 号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の 18 ページをご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、3 件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 19 ページをご覧ください。 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の 21 ページまでに 17 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 22 ページをご覧ください。 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 29 ページまでに 48 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の31ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が、当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の33ページまでに12件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。

内容につきましては、4月の総会で審議されたもので、4月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

横山委員

31ページの報告第5号についてですが、許可の取消理由が経済

産業省による太陽光発電の事業計画認定が困難とのことですが、その前提として従前許可を出した経緯があるかと思いますが、その際事業認定の可能性については農業委員会で独自に調査を行っているのでしょうか。それとも申請者からの自己申告によるものなのでしょうか。

事務局

本件については、申請当初、太陽光発電事業所を設置する計画でした。

5条の許可を行うためには、経済産業省による事業計画の認定見込みが必要ですが、これについては、認定申請を行っていることが確認できる書類を徴収して、手続きが滞りなく進んでいるという旨は確認しておりました。

しかし、今回、許可申請者から、経済産業省から認定が難しいとの指摘があったため、もう一度事業計画を見直したい旨申し出があり、許可の取消に至ったものです。

横山委員

事務局としては、経済産業省への申請を行っていることは確認しているが、それ以上の確認はしていないという事でよろしいですね。

事務局

はい。

議長
(長谷部会長)

他に、質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第2回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前11時00分）